

株主の皆さまへお知らせ

単元未満株式の買取・買増制度

当社の単元株式数は100株となっていますので、株主様がご所有の当社単元未満株（100株未満の株式）につきましては、証券市場での売買ができない、株主総会で議決権を行使できないなどの制約があります。当社では、このようなご不便を解消するために、単元未満株式の「買取り」または「買増し」を当社に請求できる制度を実施していますので、下記のとおりご案内申し上げます。

記

単元未満株式の買取・買増制度の概要

- ・ 買取制度：ご所有の単元未満株式を当社に買取するよう請求できる制度です。
（例）当社株式を20株ご所有の場合、その20株を当社に売却し代金を受領する。
- ・ 買増制度：ご所有の単元未満株式を1単元（100株）の株式にするために必要な数の株式を買増すことを当社に請求できる制度です。
（例）当社株式を20株ご所有の場合、80株を当社から購入し100株にする。

お手続きの窓口

単元未満株式が記録されている口座	お手続きの窓口
証券会社の口座	お取引口座のある証券会社
特別口座	〒137-8081 東京都江東区東砂7丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 0120-232-711（通話料無料）

※「特別口座」とは、株券電子化実施日において「(株)証券保管振替機構(ほふり)」をご利用でない株主さま（例：株券をご自宅や貸金庫に保管されている方、株券が発行されていない単元未満株式をお持ちの方）の権利を確保するために、当社が当該株主さまの名義で開設した口座です。

買取り請求の受付停止期間について

株主確定日（期末・中間基準日等）の前営業日から起算して3営業日前の日（株主確定日が休業日の場合は、株主確定日の前営業日から起算して4営業日前の日）から当該株主確定日までの期間、およびその他必要があると証券保管振替機構が認める日においては、買取り請求の受付を停止いたします。

買増し請求の受付停止期間について

株主確定日（期末・中間基準日等）の前営業日から起算して10営業日前の日（株主確定日が休業日の場合は、株主確定日の前営業日から起算して11営業日前の日）から当該株主確定日までの間、その他発行会社または証券保管振替機構が必要と認めるときは、買増し請求の受付を停止いたします。